

保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制
及び感染症対応職員の役割の整理

研究分担者 春山早苗 自治医科大学看護学部 教授

研究分担者 尾島俊之 浜松医科大学医学部 教授

研究要旨：

本研究は、本研究班が令和4年度に実施した「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査」（対象は全国の保健所長）及び「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」（対象は全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師）の結果に基づき、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割を整理することであった。

具体的には、以下のことを整理した。

1. 新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能
2. 新興感染症等感染症による健康危機発生時の感染症対応職員の役割
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所の総合的なマネジメントを担う統括保健師等や管理的立場にある職員が担う保健所体制マネジメント・指揮に関わる保健所長のサポート役割
 - ・職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・保健所における管理的立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時の保健所における投入人材による感染症対応業務
 - ・保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり
 - ・事務系職員に期待される情報管理の体制づくり
 - ・リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割

研究協力者

藤田 利枝 長崎県県央保健所・所長/長崎県県央
振興局・保健部長（保健所長会推薦）
島田 裕子 自治医科大学看護学部・准教授
関山 友子 自治医科大学看護学部・准教授
赤松 友梨 京都大学大学院医学研究科社会健
康医学系専攻健康情報学分野専門
職学位課程/浜松医科大学健康社会
医学講座・訪問共同研究員

症（以下、COVID-19）は、令和5年5月8日に5類感染症へ移行するまで2類感染症相当の対応がなされ、この間、感染拡大により保健所業務は逼迫し、保健所体制の維持強化が求められた。都道府県や保健所設置自治体の中には、全所・全庁体制を敷き、外部委託や外部人材の投入、関係機関との連携により、保健所機能の維持強化を図った例もあった。一方で、感染症発生への備えに関する保健所の課題として、COVID-19の発生以前から、保健所長が役割を發揮できる体制整備、マニュアルの定期確認、衛生監視員との協働、保健所職員への研修やマンパワーの確保等が挙げられている¹⁾。これまでの新興感染症等への対応経

A. 研究目的

令和2年1月より国内初感染事例が発生し、その後、全国的に流行した新型コロナウイルス感染

験も踏まえ、平時からの取組により、今後に備えていく必要がある。

COVID-19への対応においては、保健所全所・全庁体制、さらに管内市町村職員の協力を得る必要性も生じ、その中には保健師以外の技術系・事務系職員も多数含まれた。このような事態では多くの人員が必要となる。新興感染症等の拡大を想定し、保健所における対応体制及び感染症に対応する職員の役割を整理しておくことは重要である。

本研究の目的は、本研究班が昨年度実施した調査結果^{2,3)}に基づき、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割を整理することである。

B. 研究方法

令和4年度に本研究班が実施した調査^{2,3)}の結果に基づき、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割を整理した。対象とした調査結果は以下のとおりである。

1. 「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査²⁾」の結果

全国の保健所長（令和4年4月1日現在 保健所本所468か所）を対象に、令和4年9月12日～同年10月24日に実施した。有効回収数（率）は40.8%であった。

対象とした調査結果は、

- ・保健所長が対応した業務・役割の第7波時の役割分担・委譲・委託・中止の主な渡し先
- ・(保健所長の)気持ちの支えとなったサポートや出来事
- ・(保健所長が)必要であった/あるとよかったサポート
- ・COVID-19対策における保健所長のリーダーシップ発揮や役割遂行上の課題
- ・COVID-19対応を踏まえた平時に備えておくべきこと
- ・保健所長が非常時に担うべき役割遂行のための体制に対する意見

2. 「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査³⁾」の結果

全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師（令和4年4月1日現在 保健所本所468か所）を対象に、令和5年2月27日～同年3月20日に実施した。有効回収数（率）は34.4%であった。

対象とした調査結果は、

- ・第7波～第8波のCOVID-19対応における指揮命令系統に関わる体制：①保健所長をサポートするための人員の配置または役割の付与等②保健所長のサポート内容③保健所長をサポートするための人員への権限の付与
- ・第7波～第8波のCOVID-19対応のための業務体制
- ・第7波～第8波におけるCOVID-19対応のための投入人材：①保健所内の投入人材②保健所外（庁内）の投入人材③市町村の投入人材
- ・第7波～第8波における受援担当（投入人材に関する担当）
- ・第7波～第8波における保健所のCOVID-19対策に関わる広報活動の担当（ホームページやチラシの作成、その他）
- ・第7波～第8波におけるCOVID-19対応に関わる情報集約と共有（主に本庁との）の担当
- ・第7波～第8波におけるCOVID-19対応に関わる保健所の調整活動：①入院調整②宿泊療養調整③自宅療養者の受診調整④①～③以外の管内医療機関や医師会との調整⑤高齢者施設や障害者施設との調整⑥市町村との調整
- ・第7波～第8波における保健所職員の労務管理・健康管理：①労務管理②健康管理③第7波～第8波における保健所職員の休憩時間（食事を含む）および休日の確保
- ・第7波～第8波における住民等からの意見・苦情への対応
- ・第7波～第8波におけるCOVID-19対応に関わる予算・物品管理
- ・COVID-19対応経験の振り返りに基づく保健所体制の課題

C. 研究結果

1. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制の整理

新興感染症等感染症による健康危機発生時の体制は、当該保健所の平時の組織体制や規模（職

員数等)によって、様々に考えられる。そのため、昨年度の調査結果、Incident Command System(ICS)⁴⁾や保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン⁵⁾を参考に、必要になる可能性のある役割機能(担当)について整理することとした。

2. 感染症対応職員の役割の整理

感染症対応職員の役割は、保健所体制マネジメント・指揮、感染症対応業務、投入人材による感染症対応業務、関係機関等との連携、情報管理、リスクコミュニケーションの6項目に分けて整理することとした。

1) 保健所体制マネジメント・指揮

保健所長は新興感染症等感染症による健康危機発生時には現場指揮者として、保健所の健康危機対応の遂行に責任をもつ立場にある。しかし、感染拡大に伴い、保健所長だけで全てを網羅することは難しくなる。よって、保健所の総合的なマネジメントを担う統括保健師等や管理的立場にある職員は保健所体制マネジメント・指揮や感染症対応業務に関わる判断・指揮等について、保健所長のサポート役割を担う。

昨年度の調査結果等から、保健所長をサポートするための業務内容として、保健所体制の構築、感染症対応業務に関わる判断・指揮、受援(人的資源の投入)マネジメント、会議の招集・記録、対策本部(本庁)との連絡調整、市町村や関係機関との連絡調整・相談対応、現場職員の労務管理・健康管理・安全管理、予算・物品管理等が挙げられる。

2) 感染症対応業務

新興感染症等感染症による健康危機発生により、保健所業務が増大した場合には、保健所機能を維持するために保健所全所体制や全庁体制を構築し、対応することが求められる。また、外部人材が投入されることもある。このような状況を踏まえ、また昨年度の調査結果に基づき、保健所における感染症対応業務については、感染症担当技術系職員、感染症担当事務系職員、感染症担当でない技術系職員・庁内技術系職員、感染症担当でない事務系職員・庁内事務系職員に分けて、新興感染症等による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務について整理することとした。また、保

健所における管理的立場にある職員の役割・業務についても整理することとした。さらに、新興感染症等による健康危機発生に備えて平時に必要なこととなることも含むこととした。

3) 投入人材による感染症対応業務

新興感染症等による健康危機発生時の、保健所への投入人材については、昨年度の調査結果に基づき、保健師、それ以外の技術系職員、事務系職員に分けて、担うことが期待される感染症対応業務や役割を整理することとした。

4) 関係機関等との連携

新興感染症等感染症による健康危機発生時において、保健所機能を維持するためには、保健所への過度な業務集中と業務増大が生じないようにする必要がある。そのためには、医療機関等の関係機関や市町村との連携や役割分担が重要であり、昨年度の調査結果に基づき、平時からの検討を含め、保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって担う役割として整理することとした。

5) 情報管理

新興感染症等の健康危機管理において情報管理は、健康危機によるリスクの把握、リスクの分析、それに基づく対策の樹立と実施、評価のために重要である。しかし、新興感染症等の場合、感染者の増大に伴い、情報管理の業務は膨大になる。情報管理に関する業務は保健所内の事務系職員に期待される役割として、また、庁内の事務系職員にも期待される可能性がある役割として整理することとした。

6) リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションを実施するためには、リスクの把握、リスクに関する情報の発信、そして双方向的なコミュニケーションの機会をつくる必要がある。また、その目的には、今何が起きているのか、リスクは何か、リスクを回避するためにどのような行動や対策を取る必要があるかを説明し、理解を得ることがある。さらに、時間が経つにつれ、(住民の)命と健康を守りながら(住民が)生活を送るためにどのような行動や対策を取るべきか、またどのような工夫ができるかといった人々の意思決定支援とエンパワメントという目的もある。

リスクコミュニケーションにおいては、情報の

発信や情報・意見等のやり取りのための径路（コミュニケーションチャンネル）が重要である⁶⁾。平時の活動をとおして、新興感染症等の健康危機発生時にコミュニケーションチャンネルとして活かすことのできる様々なネットワークを持っている保健所職員の役割として整理することとした。

D. 考察

1. 保健所における新興感染症等感染症による健康危機への対応体制

結果に基づき検討した、新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能を表1に示す。表1に示した役割機能（担当）は、必須のものではなく、感染症の規模・状況によって、現場指揮者である保健所長だけでは全てを網羅することが難しくなってきたり、感染症担当職員だけでは対応が困難となり、全所体制・全庁体制あるいは外部人材が投入されたりした場合等に、必要に応じて設置し、また拡大したり縮小したりする²⁾。

表1 新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能

<p>○実務活動担当（受援マネジメント業務を含む） 実務活動担当は、疫学調査、健康観察や電話相談等の感染症対応のための実務を担当する。感染症対応のための実務は感染症のまん延とともに増大するため、人的資源の投入、つまり受援によって対応することが想定される。よって、投入された人的資源の配置や依頼業務の検討、オリエンテーションや研修・相談対応等の受援マネジメント業務も担当する。</p> <p>○計画情報担当 計画情報担当は、感染症対策の企画立案とそのために必要な情報収集・情報整理、対策に必要な他機関との連絡調整、本庁（対策本部）への報告や対応経過の記録等を担当する。</p> <p>○調達（ロジスティクス）担当（受援関連調達マネジメント業務を含む） 調達（ロジスティクス）担当は、感染症業務の対応人員の確保、受援対応を含めた執務スペースおよびPC・電話等の業務に必要な物品の確保や感染症対応職員の食事の手配等を担当する。</p> <p>○事務局担当（労務管理を含む） 事務局担当は、会議等の招集・準備、会議等の議事録の作成、記録の整理や予算の調整等を担当する。また、管理職を補佐して労務管理を担当する。</p> <p>○広報担当 広報担当は、広報・取材対応と本庁（対策本部）との連絡・調整、取材への対応と記録やホームページ等での情報発信またはそのための原稿作成等を担当する。</p> <p>○安全衛生担当 安全衛生担当は、労務管理や健康管理等、職員および投入された人的資源の安全衛生管理を担当する。</p> <p>○連絡窓口担当 連絡窓口担当は、関係機関等との連絡窓口を担当する。</p> <p>○その他（苦情対応等） 苦情対応等、その他、保健所機能を維持・強化するために必要な役割機能（担当）があれば設置する。</p>
--

2. 新興感染症等感染症による健康危機発生時の
感染症対応職員の役割

1) 新興感染症等感染症による健康危機発生時に
保健所の総合的なマネジメントを担う統括保
健師等や管理的立場にある職員が担う保健所
体制マネジメント・指揮に関わる保健所長のサ
ポート役割

結果に基づき検討した、新興感染症等感染症に
よる健康危機発生時に保健所の総合的なマネジ
メントを担う統括保健師等や管理的立場にある
職員が保健所体制マネジメント・指揮や感染症対
応業務に関わる判断・指揮等について、保健所長
のサポート役割を担う際の留意点及び保健所長
をサポートするための業務例を表2に示す。

表2 新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所長のサポート役割を担う際の留意点及び
保健所長をサポートするための業務例

<p>【保健所長のサポート役割を担う際の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所長のサポート役割を担う者について、誰が、どのような役割をもつのか、権限が委譲される場合にはその権限について、指揮命令系統を含めて明確にし、保健所内の合意や周知を図る ○保健所長不在時における保健所長の職務について、サポート役割を担う者が担えることと、それ以外のこと、そして、後者についてはその対応方法を明確にしておく（特に保健所長が兼務等の場合） ○保健所の統括保健師等や管理的立場にある職員について、職位、専門性、所属部署等を踏まえた役割分担をしつつも、特定の職員に過度な負荷がかからないように重層的に役割を担い、補完し合ったり、交代したりできる体制にする ○保健所の統括保健師等や管理的立場にある職員への過度な負荷を避けるために、当該職員の補佐役や補佐体制も検討する。補佐役としては、保健所内だけではなく庁内の管理的立場の職員も視野に入れる ○保健所長のサポート体制については、統括保健師等を中心に、平時から検討しておく、保健所内における共通認識を図ることはもちろんのこと、本庁の保健所所管部署・感染症対策所管部署・危機管理所管部署等とも共通認識を図っておくことが望ましい <p>【保健所長をサポートするための業務例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健所体制の構築</u>：全所体制の構築・調整、流行フェーズによる所内体制変更の判断・調整、各部署の役割分担・調整、各部署への指示・調整、職員・会計年度職員・派遣職員等の配置や業務内容の調整等 ○<u>感染症対応業務に関わる判断・指揮</u>：発症日及び療養解除日・療養場所の判断、濃厚接触者の特定、入院の可否判断・調整、自宅療養者の受診調整、流行初期の入院調整・宿泊療養調整、クラスター対応、検査関連等 ○<u>受援（人的資源の投入）マネジメント</u>：受援、つまり人的資源の投入のための、人員の確保とリスト化、依頼業務の決定、投入人材への研修・訓練とそのため教材、業務マニュアル・フローやFAQ (Frequently Asked Questions) の準備、オリエンテーション（保健所体制、個人情報取り扱い、心構え、等）とそのため資料の準備、受入れ人員に応じた執務の場所や物品の確保などのマネジメント ○<u>会議の招集・記録</u> ○<u>対策本部（本庁）との連絡調整</u>：情報集約・情報共有、庁内応援体制、予算、人材派遣等の連絡調整等 ○<u>市町村や関係機関との連絡調整</u>・相談対応：医師会・医療機関との調整、高齢者・障害者等施設への感染対策に関わる支援・医療対応の調整、管内市町村との情報共有・調整、関係機関からの相談への対応、消防本部との情報共有・調整等 ○<u>現場職員の労務管理・健康管理、安全管理</u>：感染予防対策（抗体検査、予防接種、感染防護具の備蓄と着脱訓練等）、日々の健康チェックと有症状時の対応、ストレス対策等 ○<u>予算・物品管理</u>：受援等に伴う執務室や休憩室の確保・準備・管理、依頼業務に必要な資機材の調達・準備・管理、感染症対策物資や支援物資の調達・準備・管理、職員の食料等の調達・準備等 ○<u>その他</u>：メディア対応、議会対応、苦情対応等

2) 職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務

結果に基づき検討した、感染症担当技術系職員、感染症担当事務系職員、感染症担当でない技術系職員・庁内技術系職員、感染症担当でない事務系職員・庁内事務系職員に分けて、新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務

を表3に示す。これらには新興感染症等感染症による健康危機発生に備えて平時に必要となることも含めた。

拡大・長期化するおそれのある新興感染症等感染症による健康危機に対しては、複数体制で各業務の指揮、進行管理やフェーズに応じた業務体制づくりを担えるようにしつつ、職員誰もが多くの業務を担えるようにし、“その職員しかできない”業務を減らすことが必要である。

表3 職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務

<p>【感染症担当技術系職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受援、広報活動、情報集約と共有、入院調整、宿泊療養調整、自宅療養者の受診調整、入院調整・宿泊療養調整・自宅療養者の受診調整以外の管内医療機関や医師会との調整、高齢者施設や障害者施設との調整、市町村との調整、予算・物品管理、労務管理、職員の健康管理、住民等からの意見・苦情への対応の全ての業務について主担当を期待される可能性がある。 ○平時と同様の役割・体制のままでは感染症担当技術系職員に業務が集中し負荷が過度になる。当初は疫学調査、健康観察、健康相談・対応、データ入力・管理、クラスター対応、検査関連等、様々な感染症対応業務が求められるが、各業務の内容やフローを明確にして、他の職員や投入された人材も担えるようにする。 ○国、当該自治体、保健所の方針を踏まえたフェーズに応じた感染症業務の体制づくりが求められる。平時から基本的な感染症対応業務について、業務手順書などを整備しておく。 ○陽性者の入院や受診に関わる医療機関との調整は重要な役割となる。一方で、本庁（対策本部）への入院調整機能の集約や、医療機関との役割分担により、保健所自体の負荷を軽減する必要もある。平時から本庁や医療機関との役割分担や連携体制を検討しておく。また、複雑またはイレギュラーな対応が求められるルーチンな入院調整等は、他の職員に依頼する。 ○クラスター対策・対応や入所者の療養支援の点から高齢者施設や障害者施設との調整も重要な役割となる。平時から高齢者や障害者等の福祉施設の感染対策強化のための支援を行う。 ○宿泊療養調整については、主に調整業務のマネジメントを行う。対象の基準や調整フローが明確になった後は、その実務は他の職員に依頼する。また、自治体として集約化することを検討し、保健所の負荷を軽減する。 <p>【感染症担当事務系職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院、宿泊・自宅療養、就業制限、入院医療費公費負担等に関わる事務処理やデータ入力・管理を担う。また、受援、広報活動、本庁等からの情報集約と共有、宿泊療養調整、予算・物品管理、労務管理等の業務について主担当を期待される可能性がある。 ○平時と同様の役割・体制のままでは感染症担当事務系職員にも業務が集中し負荷が過度になる。各業務の内容やフローを明確にして、他の職員や投入された人材も担えるようにする。 ○ホームページやチラシの作成等の広報活動は重要な役割となる。感染症担当技術系職員と協働し、管内の発生動向、陽性者の状況や陽性者を含めた住民からの相談・質問・意見等に基づき、広報活動の方針を立て、管内の発生状況や保健所の対応・対策、感染予防策などについてタイムリーに発信したり、あるいは本庁の広報部署と連携したりし、当該自治体のホームページ等の充実のために働きかけていく。 ○平時からコミュニケーションチャンネル（情報や意見等のやり取りをするための経路）を把握して、市町村との役割分担等、リスクコミュニケーションのための計画を立てておく。

表3 職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、
または依頼される可能性のある役割・業務（つづき）

<p>【感染症担当でない技術系職員・庁内技術系職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全所体制・BCP等に基づいて、感染症担当技術系職員の補佐・サポートをする。 ○平時から、感染症危機管理において、感染症担当部署以外の部署がどのように通常業務と感染症対応業務を担っていくのか、感染者の発生動向やフェーズ等に応じた体制や、全所体制について検討し、保健所内で共通認識を図っておく。 <p>【感染症担当でない事務系職員・庁内事務系職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全所体制・BCP等に基づいて、感染症担当事務系職員の補佐・サポートをする。 ○入院調整や宿泊療養調整について、ルーチンな調整や対象の基準及び調整フローが明確になった後は依頼される可能性がある。
--

3) 保健所における管理的立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
結果に基づき検討した、保健所における管理的

立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務を表4に示す。これには新興感染症等による健康危機発生に備えて平時に必要となることも含めた。

表4 保健所における管理的立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に
担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務

- 管理的立場にある職員は多くはなく、特に感染症担当部署の管理的立場にある職員は、感染症対応に関わる様々な業務に責任をもつ立場にあることから負荷が過度にならないようにする必要がある。そのためには、管理的立場にある職員がその役割について共通認識を持ち、役割分担をしたり、重層的に役割を持ち、補完し合ったり、交代したりできる体制や、管理的立場にある職員の役割を補佐・サポートする役割を担う職員を決めたり、保健所外から投入すること等を検討する。
- 感染症対応・対策に関わる専門的なことについては、保健所長や管理的立場にある感染症担当技術系職員が、事務的なことについては管理的立場にある感染症担当事務系職員が担う等の役割分担が考えられる。
- 受援、市町村との調整、予算・物品管理、労務管理、健康管理、住民等からの意見・苦情への対応は重要な役割となる。
- 受援のために、施設・場所や物品・設備の整備を含めて、投入人材のマネジメント役割を担う。具体的には、投入人材の雇用形態の検討、人材投入後の派遣元又は本庁との調整窓口、受入れ体制の整備、投入人材が業務を行う班等のリーダーの後方支援、人材投入計画の変更に関する意思決定と調整等がある。感染症担当以外の管理的立場にある職員で、人材投入の目的・期間・内容、投入人員の算出、オリエンテーションを含めた依頼業務に関するマネジメントは技術系職員が、雇用形態や本庁との調整等を含む予算、場所、物品等に関するマネジメントは事務系職員等と役割分担して担当することが考えられる。
- ルーチン化した業務に関すること以外の市町村との調整を行う。保健所が市町村との調整を要することには、感染症対応業務への応援派遣要請、自宅療養者への健康・生活支援に関わる連携や協力要請、当該市町村に所在する学校・企業・福祉施設等の感染者対応や感染対策に関わる連携や協力要請、当該市町村住民への感染対策に関わる啓発活動等に関わる連携や協力要請、災害発生等に備えた陽性者情報の共有方法の検討等が想定される。平時から、感染症対応に関わる市町村から保健所への協力体制や、自宅療養者への健康・生活支援に関わる役割分担等について検討しておく。
- 住民等からの意見・苦情への対応のために体制や方針を検討する。また、対応する職員のフォローをする。本庁への情報提供等により住民等からの意見が自治体としての感染症対策・対応に反映されるようにしたり、市町村等の協力を得て自治体や保健所の感染症対策・対応について住民の理解を促進したりする。
- 労務管理と保健所機能の維持の両立を図っていく。そのために、超過勤務・休日夜間勤務・代休・年休取得の管理（特定の職員への偏りを防ぐ、シフト制、フレックス勤務）をするとともに、本庁、医療機関等の関係機関や市町村との役割分担、センター化等の業務の集約化、委託化等の保健所業務の整理、IT化等による業務効率化、そして受援等による保健所体制づくりを併せて行っていく。
- 職員の健康管理については、保健所長の医師業務及び管理業務として、管理監督者としての役割があるが、ともに仕事をしていることから部下の健康状態を把握しやすく、配慮もしやすいため留意していく。職場健診の受診の確認やその勧奨、そして、必要時には医師面談につなげる。所内会議の議事に、職員の健康管理に関することを含めること、ローテーションを対応開始直後から決め職員の休養時間を確保すること、産業保健に係る外部支援の受け入れを検討すること等も重要である。平時から感染症危機管理に関わる保健所体制として、外部資源の活用等も含めた職員の健康管理に関する体制を検討しておく。

4) 新興感染症等感染症による健康危機発生時の保健所における投入人材による感染症対応業務

結果に基づき検討した、新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所へ投入される人材について、保健師、それ以外の技術系職員、事務系職員に分けて、担うことが期待される感染症対応業務や役割を表5に示す。

5) 保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中

心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり

関係機関等との連携については、関係機関と市町村に分けて平時からの連携体制づくりについて整理した。結果に基づき検討した、保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくりについて、表6に示す。

表5 新興感染症等感染症による健康危機発生時の保健所における投入人材による感染症対応業務

<p>【保健師】</p> <ul style="list-style-type: none">○保健所内、保健所外（庁内）、市町村などの所属に関わらず、特に期待されるのは疫学調査、健康観察や電話相談・対応等の対人業務である。よって、アセスメント力及び陽性者の家庭生活や社会生活を踏まえた療養生活支援や二次感染予防のための支援等の対人支援能力が求められる。また、感染症法に基づく感染症分類に応じた感染者等への対応及び保健所の役割や保健所の対応の概要等を知っておくことが必要である。○その他、データ入力・管理、事務処理等も期待される。COVID-19 対応では、クラスター対応／対策、受診／入院調整、施設対応／調査、安否確認等を依頼した例もあった。○保健所設置市については、新興感染症等による健康危機発生の際の近隣市町村や当該都道府県内市町村との職員の応援派遣に関わる取り決めを検討しておく。 <p>【保健師以外の技術系職員】</p> <ul style="list-style-type: none">○特に期待されるのは疫学調査、健康観察や電話相談・対応である。○衛生監視員には、食品や水・空気に由来する感染症への対応における食中毒の調査や環境調査の知識・経験を活かし、疫学調査等の役割が期待される。また、衛生管理が必要な施設等に対する感染症対策のための支援や指導、クラスター発生施設に対する調査や支援・指導についての役割も期待される。○管理栄養士や看護師等は対人支援の担い手として、保健師と同様に疫学調査、健康観察や電話相談・対応等の役割が期待される。○その他、データ入力・管理、事務処理等も期待される。COVID-19 対応では、患者の移送／搬送、検体採取／回収、クラスター対応／対策、施設の感染対策支援を依頼した例もあった。○各職種の専門性は異なることから、オリエンテーション、業務手順書の整備、研修またはOJT等の受入れ体制を整えることは不可欠である。また、平時から、感染症担当部署以外の部署や当該部署の技術系職員がどのような役割を担う必要があるのか、保健所内で共通認識を図っておく。 <p>【事務系職員】</p> <ul style="list-style-type: none">○特に期待されるのはデータ入力・管理、事務処理である。○疫学調査や電話相談・対応について、保健師やそれ以外の技術系職員を投入しても対応しきれない場合や、それらの技術系職員を確保できない場合には、依頼を検討する。この場合、特に感染症の感染力や重篤性等がよく判明していない段階では、業務のイメージが持てないことと相まって、自身の感染や業務に対する不安が大きい場合もあるため、当該感染症やその感染予防対策に関する知識も提供し、安心して業務に従事できるようにする。○COVID-19 対応では、患者の移送／搬送、検体採取／回収・搬送／調整、公表（事務）、パルスオキメーター／配食等自宅療養支援、施設対応、運転業務を依頼した例もあった。
--

表 6 保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり

<p>【平時からの関係機関との連携体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時から医療機関や社会福祉施設等の関係機関との顔の見える関係構築や連携体制の構築・強化を図る。そのために保健所管内の場や機会をつくったり、感染管理対策が脆弱な社会福祉施設等を対象とした取組の機会を活かしたりする。 ○地域における感染症対策ネットワークづくりも重要であり、関係機関をつなぐ役割を果たす。医療職配置のない社会福祉施設も多い中で、社会福祉施設の感染症対応力を高め、感染拡大・クラスター発生を防ぐために、保健所管内の医療機関や感染管理認定看護師とともに、それらの施設への支援体制を構築する。 ○平時から民間企業や大学等、地域内の様々な資源とつながりをつくり、新興感染症等による健康危機発生時に協力が得られるようにする。 <p>【平時からの市町村との連携体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新興感染症等による健康危機発生時に、保健所が市町村と連携したり、市町村へ協力を要請したりする可能性があることには、自宅療養者への健康・生活支援、当該市町村に所在する学校・企業・福祉施設等の感染者対応や感染対策、住民への感染対策に関わる啓発活動、災害発生等に備えた陽性者情報の共有方法の検討等がある。 ○改正「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においては、“都道府県、政令市及び特別区は、地域の実情に合わせて、保健所設置市等以外の市町村とも連携し、健康危機の発生の際の保健所設置市等以外の市町村の職員による応援派遣について取り決めることが望ましいこと。感染症対応に係る取り決めを行うに当たっては、感染症法に基づく都道府県連携協議会を活用することが望ましい”とされている。新興感染症等による健康危機対応に関わる市町村から保健所への協力体制や役割分担等については、平時から市町村と検討しておく。

表 7 新興感染症等の健康危機管理において保健所内の事務系職員に期待される、あるいは庁内の事務系職員にも期待される可能性がある情報管理の体制づくり

<ul style="list-style-type: none"> ○平時と同様の役割・体制のままでは事務系職員等の担当者に業務が集中し負荷が過度になる。各情報管理の内容やフローを明確にして、庁内職員等の他の職員も担えるようにする。 ○本庁対策本部への日々、定時の陽性者概要報告等は担当する管理職等の負担になることから、本庁との感染者データの共有システム等を検討しておく。本庁対策本部が情報を集約し、分析、保健所へフィードバックするといった体制も検討する。 ○平時から情報管理のIT化を進め、効率化を図っておく。
--

6) 事務系職員に期待される情報管理の体制づくり

結果に基づき検討した、新興感染症等の健康危機管理において、保健所内の事務系職員に期待される、あるいは庁内の事務系職員にも期待される可能性がある情報管理の体制づくりについて、表7に示す。これには新興感染症等による健康危機発生に備えて平時に必要となることも含めた。

7) リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割

結果に基づき検討した、リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割を表8に示す。

表8 リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割

- 平時から、新興感染症等感染症の健康危機発生時に情報入手が困難になりやすい対象とのコミュニケーションチャンネルを把握したり、つくったりしておく。
- 保健所と市町村、本庁や各部署、関係機関・地区組織等でも、持っているあるいは把握しているコミュニケーションチャンネルは異なる。よって、平時からそれらを踏まえた役割分担等、リスクコミュニケーション実施のための計画を検討しておく。
- ホームページやSNS等の一方向チャンネルの活用も重要であり、これらについては広報部署との連携体制の検討も必要である。

E. 結論

本研究は、本研究班が令和4年度に実施した「非常時における保健所長の役割やリーダーシップ及びサポート体制に関する調査」（対象は全国の保健所長）及び「新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制等に関する調査」（対象は全国の保健所において管理的立場にあり、当該保健所のCOVID-19対応の全体像を把握している保健師）の結果に基づき、保健所における新興感染症等の感染症による健康危機への対応体制及び感染症対応職員の役割を整理することであった。

具体的には、以下のことを整理した。

1. 新興感染症等感染症による健康危機発生時に必要となる役割機能
2. 新興感染症等感染症による健康危機発生時の感染症対応職員の役割
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時に保健所の総合的なマネジメントを担う統括保健師等や管理的立場にある職員が担う保健所体制マネジメント・指揮に関わる保健所長のサポート役割
 - ・職員別新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・保健所における管理的立場にある職員が新興感染症等感染症による健康危機発生時に担うことが期待される、または依頼される可能性のある役割・業務
 - ・新興感染症等感染症による健康危機発生時の保健所における投入人材による感染症対応業務
 - ・保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師等が中心となって平時から行う関係機関等との連携体制づくり

- ・事務系職員に期待される情報管理の体制づくり
- ・リスクコミュニケーションに関わる保健所職員の平時における役割

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1) 尾島俊之, 島田裕子, 藤田利枝, 春山早苗. 新型コロナウイルス流行時の保健所長の首尾一貫感覚 (SOC) 等と心理的苦痛. 第33回日本産業衛生学会全国協議会, 2023.
- 2) 島田裕子, 春山早苗, 江角伸吾, 福田昭子, 尾島俊之, 藤田利枝, 雨宮有子, 鈴木秀洋, 井口理. 保健所における COVID-19 対応体制整備 1—保健所長のサポート体制. 第12回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 207, 2024.
- 3) 尾島俊之, 島田裕子, 春山早苗, 藤田利枝, 江角伸吾, 雨宮有子, 井口理, 鈴木秀洋. 保健所における COVID-19 対応体制整備 2—保健所長に有用であったサポート. 第12回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 207, 2024.
- 4) Tomoko Sekiyama, Sanae Haruyama, Noriko Kishi, Toshiyuki Ojima, Yuko Amamiya, Aya Iguchi, Hidehiro Suzuki, Shingo Esumi. Mobilization of Human Resources at Public Health Centers to Enhance Surge Capacity During the COVID-19 Pandemic in Japan. 27th East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS 2024) Abstract No. 133, 2024.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

引用文献

- 1) 春山早苗, 鈴木久美子, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 山口佳子, 他. 結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)平成19~20年度総合研究報告書(研究代表者 春山早苗). 1-15, 2009.
- 2) 春山早苗, 尾島俊之, 藤田利枝, 島田裕子. 非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方並びにサポート体制の検討. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)「保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン及び研修プログラムの開発(研究代表者 春山早苗)」令和4年度総括・分担研究報告書. 10-60, 2023.
- 3) 春山早苗, 江角伸吾, 福田昭子. 新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制および感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)「保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン及び研修プログラムの開発(研究代表者 春山早苗)」令和4年度総括・分担研究報告書. 61-144, 2023.
- 4) 永田高志, 他監訳. 緊急時総合調整システム Incident Command System (ICS) 基本ガイドブック. 東京法規出版. 22-23, 2014.
- 5) 厚生労働省健康局健康課. 保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン. 令和5年6月.
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001190044.pdf>
- 6) 春山早苗. 保健師による健康危機管理の仕組みづくりとマネジメント～レジリエントな地域・組織のために～.保健師ジャーナル, 80(1); 20-27, 2024.